

利用者負担金

階層区分	世帯の階層(細)区分	利用者負担金
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100円
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250円
D1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額が 3,000円以下
D2		3,001円～5,800円
D3		5,801円～8,700円
D4		8,701円～13,000円
D5		13,001円～17,400円
D6		17,401円～22,400円
D7		22,401円～28,200円
D8		28,201円～58,400円
D9		58,401円～75,000円
D10		75,001円～96,600円
D11		96,601円～121,800円
D12		121,801円～175,500円
D13		175,501円～221,100円
D14		221,101円～380,800円
D15		380,801円～549,000円
D16		549,001円～579,000円
D17		579,001円～700,900円
D18		700,901円～849,000円
D19		849,001円～1,041,000円
D20		1,041,001以上
		全額